

砥部町農業経営改善計画認定要綱

平成 26 年 6 月 26 日

砥部町告示第 110 号

(趣旨)

第 1 条 この告示は、農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）に基づき、砥部町（以下「町」という。）が行う農業経営改善計画（以下「計画」という。）の認定等に関し必要な事項を定めるものとする。

(認定基準)

第 2 条 計画の認定基準は、次のとおりとする。

- (1) 計画が町の定める農業経営基盤強化促進に関する基本構想に照らして適切なものであること。
- (2) 計画が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであること。
- (3) 計画の達成される見込みが確実であること。

(認定対象者)

第 3 条 計画の認定を受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 本町で農業経営を営み、又は営もうとする法人経営体又は個人経営体（家族経営協定を締結した共同経営主を含む。）
- (2) 計画を作成して認定を受けることを希望する者

(申請)

第 4 条 計画の認定を受けようとする者は、農業経営改善計画認定申請書（様式第 1 号）に必要な事項を記入し、町長に申請するものとする。

(審査)

第 5 条 町長は、前条の申請があったときは、砥部町農業経営改善計画認定審査会（以下「審査会」という。）において審査するものとする。

2 審査会は、次の者（以下「委員」という。）をもって構成する。

- (1) 砥部町農林課長
- (2) 砥部町農業委員会事務局農地係長
- (3) えひめ中央農業協同組合東部営農支援センター長
- (4) えひめ中央農業協同組合南部営農支援センター長
- (5) 愛媛県中予地方局農林水産振興部農業振興課地域農業育成室伊予農業指導班長

3 委員の任期は 2 年とし、補充の委員の任期は前任者の在任期間とする。

4 審査会の会長は、砥部町農林課長をもって充てる。ただし、会長に事故あるときは、あらかじめ会長が指名した者がその職務を代行する。

5 委員がやむを得ず出席できない場合は、代理者を出席させることができる。

(認定)

第 6 条 町長は、前条の審査により認定が適当と認められる場合には計画を認定するこ

とし、その旨を当該申請者に農業経営改善計画認定書（様式第2号）により通知するものとする。また、認定が適当と認められない場合には、農業経営改善計画不認定通知書（様式第3号）にその理由を付して当該申請者に通知するものとする。

- 2 計画の認定有効期間は認定日から5年間とし、引き続き認定を受けようとする者は、第4条に基づき再度申請するものとする。

（計画の変更）

第7条 前条の認定を受けた者（以下「認定農業者」という。）が当該認定に係る計画を変更しようとするときは、農業経営改善計画（変更）認定申請書（様式第4号）を町長に提出し、認定を受けなければならない。

- 2 前条第1項の規定は、前項の規定による変更の認定について準用する。

- 3 変更した計画の認定有効期間は、当初認定日から起算して5年間とする。

（認定の辞退）

第8条 認定農業者が認定を辞退しようとするときは、農業経営改善計画認定辞退届（様式第5号。以下「辞退届」という。）に必要な事項を記入し、町長に提出するものとする。

（認定の取消し）

第9条 町長は、次の各号に該当する場合に計画の認定を取消することができる。

- （1） 計画が第2条各号に掲げる認定基準に該当しないものと認められる場合又は認定農業者が計画に従ってその農業経営を改善するためにとるべき措置を講じていないと認められる場合

- （2） 認定農業者が辞退届を町長に提出した場合

- （3） 認定農業者が死亡又は解散した場合

- 2 前項第1号に基づき認定の取消しを行う場合は、審査会の意見を求めるものとする。

- 3 町長は、第1項第1号の規定により認定の取消しを行うとき、又は同項第2号により辞退届を受理したときは、農業経営改善計画認定取消通知書（様式第6号）により当該認定農業者に通知するものとする。

（その他）

第10条 この要綱に定めるもののほか、計画の認定に関し必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

附 則（平成27年6月19日砥部町告示第110号）

この告示は、公表の日から施行する。

附 則（平成28年4月7日砥部町告示第69号）

この告示は、公表の日から施行する。

附 則（平成29年3月30日砥部町告示第51号）

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（令和2年9月3日砥部町告示第167号）

この告示は、公表の日から施行する。

附 則（令和４年４月２２日砥部町告示 98 号）
この告示は、令和４年５月１日から施行する。

附 則（令和６年７月３日砥部町告示 164 号）
この告示は、公表の日から施行する。